

規 則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十一号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

「(1) 売りさばき場所の位置図及び権利関係を明確にするために必
様式第三号中 (2) 市町村長又は区長の発行する身分証明書（申請者が法人であ
事項証明書及び定款の写し）」

要な書類
「(1) 住民票（申請者が法人である場合には、登記事項証明
る場合には、登記 書
(2) その他知事が必要と認める書類
」
書）
に改める。
」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県証紙条例施行規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。